

清 監 第 44 号

令和5年10月26日

清水町長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

清水町シルバー人材センター 理事長 落合 克忠 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等の監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

対象団体 公益社団法人 清水町シルバー人材センター
対象補助金 清水町シルバー人材センター事業費補助金
所管課 福祉介護課

2 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年8月31日までの補助金に係る出納及び関連する事務

3 監査の実施日

令和5年10月18日

4 監査の実施場所

監査委員室（清水町堂庭210番地の1）
清水町福祉センター（清水町堂庭221番地の1）

5 監査の方法

町が交付した当該補助金に係る出納、その他の事務の執行状況など、関連資料の提出を求め、出納関係帳票、その他関係書類との照合等を行ったほか、施設に出向いて関係者から説明を聴取し、補助金の交付目的が十分に達成されているか、交付申請の手続及び会計経理が適正かつ適切に行われているかに主眼を置き実施した。

6 補助金の概要

(1) 補助金名及び補助金額

清水町社会福祉事業費補助金

令和5年度当初予算額 9,750,000円

(2) 補助の目的

高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、高齢者就業機会確保事業及び高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施する当該団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものである。

(3) 補助の根拠

清水町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱

(4) 補助金の交付実績

令和2年度交付額	9,750,000円
令和3年度交付額	8,775,000円
令和4年度交付額	8,775,000円

第2 監査の結果

1 指摘事項

町からの補助金に係る出納、その他関連事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿などを確認した結果、事業の目的達成に向け、おおむね適切に処理されているものと認められたが、所管課との協議を経たうえで改善を要する事項が見受けられたため、次の審査意見において個別に述べる。

2 監査意見

- (1) 令和5年4月14日付け、「実績報告書（様式第6号）」における「収支決算書（様式第3号）」、支出の部、特定預金支出に74,337円が計上されている。これは令和4年度事業の収支差額の繰越金であり、令和5年度公益目的事業に利用するとのことであるが、「清水町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱」の第2、(1)の補助の対象に規定する経費には該当しないと考えられ、不適切な会計処理であるのであらためられたい。
- (2) 令和5年2月16日付け、県知事らからの「立入検査結果報告書」、1の改善指導事項における指摘事項、また、それらへの対処について、当該団体内の情報報告を行うことや所管課との情報共有を行っていくよう、必要に応じて事務の改善を図られたい。

なお、今回の町監査の実施日（令和5年10月18日）において、事務決裁に係る指摘に対し、十分な対応ができていないことは問題であり、早急に適切な処置を講ずるよう求めるものである。

- (3) ホームページが障害により更新できなくなっているとのことであったが、現代社会における有益な情報提供ツールのひとつであるがゆえに、トラブルの解消、復旧に向けた迅速な対処をお願いしたい。